

誓 約 書

申請者、その役員及び法定代理人は、大阪市屋外広告物条例第 15 条の 3 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(提出先) 大阪市長

申請 (届出) 者 住 所

氏 名

〔 法人にあって
は、その名称及
び代表者の氏名 〕

大阪市屋外広告物条例 (抜粋)

(登録の拒否)

第 15 条の 3 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は前条第 1 項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているものがあるときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 18 条の 3 第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者 (第 15 条第 1 項又は第 3 項の登録 (以下屋外広告業者の登録という。) を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。) で法人であるものが第 18 条の 3 第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない場合において、その取消しの日前 30 日以内に当該法人の役員であつた者
- (3) 第 18 条の 3 第 1 項又は第 18 条の 4 第 5 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者
- (5) 未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第 17 条第 1 項の規定に違反し、業務主任者を選任していない者

注： 誓約する者は、法人にあってはその代表者であり、個人にあっては本人であること。